

議員提出議案第 23 号

自動車関係諸税の抜本的見直しについての意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年12月16日提出

提出者	大口町議会議員	岡	孝	夫
賛成者	大口町議会議員	柘	植	満
賛成者	大口町議会議員	齊	木	一 三
賛成者	大口町議会議員	酒	井	廣 治

自動車関係諸税の抜本的見直しについての意見書

国民にとって生活必需品である自動車には、取得・保有・走行の各段階で複雑、かつ、過重な税負担が課せられているとともに、課税根拠が喪失した税の存続や二重課税といった課題が依然として残されている。これらの税の不条理さは、「公平・中立・簡素」という課税の三原則に沿って、即刻見直すべき課題である。加えて、車体課税においては社会保障と税の一体改革に伴う税制抜本改革法第7条に「簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行う」と明記されているが、国民が実感できる租税措置は講じられていない。自動車を移動の手段として欠かすことができない地方ほど、世帯当たりの保有台数が多く偏在性の高いことから、国民生活に対する確実な負担軽減を行うことが急務である。

一方、日本経済は長期化したデフレを脱却し、経済再生への足掛かりをつかむ重要な局面にあるが、地方経済の活性化なくして日本経済の再生はありえない。政府には、景気回復を確実なものとし、日本経済を持続的な成長軌道へ導く対策及び、適切な税制措置が求められており、とりわけ地方において日常生活の足として欠かさない自動車の税制を簡素化し、負担を軽減することは消費増税に対する生活減税の役割を果たし、地方経済再生の切り札とも成り得るものである。よって、自動車関係諸税の抜本改革による簡素化・負担の軽減を必ずや実現すべきと考え、以下の内容について要望する。

記

1 自動車税の負担増大に繋がる見直しは行わないこと。

- (1) 自動車取得税を廃止し、自動車重量税は廃止を含め負担軽減措置を講ずる。
- (2) 自動車税については「消費税10%段階での環境性能課税の実施及び、これを補完するグリーン化特例の対象を重点化した上で課税を強化する」方向性が示されている。自動車取得税の代替財源を自動車税に求めることは、自動車を生活必需品としている我々地方に住む者の負担軽減に何ら繋がらないどころか、自動車税への増税、かつ、自動車税制を更に複雑化するものであり、認め難い。よって、このような自動車税の負担を増大させる不条理な見直しは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
総務大臣	殿
財務大臣	殿
経済産業大臣	殿
国土交通大臣	殿
環境大臣	殿